

税

制改正（平成22年度）について（シリーズ3）

資本に係る取引等に係る税制（グループ法人税制）

今回の税制改正で見直しがあったグループ法人税制により、**事業資産の移転、キャッシュ・フロー管理及び組織再編が効率的に行えるようになります**。また、グループ間の所得通算まではせずに、単体納税を維持するという点で、連結納税制度より一体化の度合いが緩やかな制度といえます。

適用対象は親会社の資本金が5億円以上であり、その100%支配関係がある法人間との取引等です（適用対象会社に関しては今回のニュースレターで紹介させていただきます）。

【一定の資産の譲渡】

当該グループ法人税制においては100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産のそのグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上することになります。

（注）一定の資産とは1,000万円以上の固定資産、土地、売買目的有価証券を除く有価証券、金銭債権及び繰延資産をいいます。

【受取配当金の益金不算入】

100%グループ内の内国法人からの受取配当金について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないことになりました。これにより、関係法人株式等に係る配当金については全額が**益金不算入**となります。

【寄付金】

100%グループ内の内国法人間の寄付金について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において**全額益金不算入**となります。

グループ法人税制においては、連結納税制度とは異なり、要件を満たす全ての企業グループについて**強制的に適用**されますので、適用によるメリットのみではなくデメリットも事前に考慮する必要があります。

上記のように、100%支配関係がある大企業のグループ企業においては強制適用になりますが、それと同時に大法人（資本金5億円以上）の100%子法人に対してはその資本金が1億円以下であっても**中小企業向け特例措置が不適用**になります。これは**強制不適用**です。

【軽減税率】

特例措置においては、800万円以下の課税所得に関しては18%の軽減税率が適用されていました

が、それが適用されず、**30%の法人税率**が課せられます。

【貸倒引当金の法定繰入率】

特例措置においては、業種ごとにあらかじめ定められた法定繰入率により貸倒引当金が計算されていましたが、過去の**貸倒実績率**を見積り、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金を計算しなければなりません。

【交際費等の損金不算入制度における定額控除制度】

特例措置においては、600万円までの交際費はそのうち540万円までは損金算入が認められていましたが、**全額損金不算入**となります。

【欠損金の繰戻し還付制度】

平成21年2月1日以後に終了する事業年度で生じた欠損金につき法人税の繰戻し還付ができる特例が適用されないで、**還付請求はできなく**なります。

【特定同族会社の特別税率の不適用】

特例措置においては、特定同族会社の留保金課税制度が不適用でしたが、適用された場合には内国法人である特定同族会社が一定の限度金額を超えて所得を社内に留保した場合、その限度額を超えた留保所得に対して10～20%の税率で**課税**されることとなります。

資本に係る取引等に係る税制（グループ法人税制）においては、上記のようにメリットとデメリットがありますので、グループ経営を考えた場合には、その両方の効果を考えタックス・プランニングを策定することが不可欠です。

カンボジアへの投資（その1）

「ユニクロ」や「洋服の青山」がカンボジア製の商品を昨年より販売を開始したことや、ヤマハ発動機、味の素などの企業が工場建設を決めるなど、近年、カンボジアへの関心がより高まっています。しかし日本で得られる情報はまだまだ少なく、詳細な情報を集めることは難しい状況です。そこで私達は現地を視察してくることでより詳細な情報を得ることが必要だと考え、今月末カンボジアに訪問することにしました。

今回は、まずカンボジア特集の第一弾として、日本から見たカンボジアについて概要を書かせていただきたいと思います。カンボジアは人口約1,400万人でタイ、ラオス、ベトナムに囲まれた国です。一人当たりGDPは約710-720USD程度で、製造業にとってはこの安い人件費と特恵関税が大きな魅力となっています。また南部経済回廊と呼ば

れるバンコク（タイ）→プノンペン（カンボジア）→ホーチミン（ベトナム）を結ぶ道路が完成が間近であることも近年のカンボジアへ関心を引き寄せる要因となっています。

＝特恵関税制度とは＝

この制度は、開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特恵税率）を適用する制度です。特にカンボジアはLDC（後発開発途上国）に指定されている国の為、一般的な特恵対象品目全てに加え、LDCにのみ適用される特別特恵対象品目（約2,200品目）について、無税・無枠の措置を供与されています。

＝南部経済回廊＝

南部経済回廊は第二東西回廊とも呼ばれ、バンコク（タイ）からプノンペン（カンボジア）を経由しホーチミン（ベトナム）を結ぶ全長約1,150kmの道路です。JETROなどによる数年前の調査によると、バンコクからホーチミンまでの輸送日数は短縮できるが、輸送費は海上輸送のおおよそ2倍かかるという結果が示されていました。しかし南部経済回廊が全面的に開通し、かついくつかの問題、たとえば通関などの問題、が解決できれば輸送量が増え、輸送費が下がり、トラック輸送という機動性に優れた物流インフラとなることが期待されると同時に、バンコクとホーチミンの中間に位置するカンボジアの重要性が高まることは間違いありません。



（JICA作成）

現状、日本からの投資は決して大きくなく、中国や韓国からの投資が非常に盛んだと聞いております。カンボジア訪問時は、日系企業が進出するに当たり、どのあたりが障害となっているのか、もし進出を決めた場合どの様に活用することが最も効果的なのかという二点を特に注目して視察およびヒアリングを行いたいと考えています。